

トップアスリート支援クラブ 規約

平成 24 年 7 月 11 日改正

平成 25 年 7 月 19 日改正

平成 26 年 7 月 22 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 本会は「トップアスリート支援クラブ」と称する。
愛称は「スキースターズ長野」、略称「S, S, N」とする。

第 2 条 本会の事務局は（公財）長野県スキー連盟事務局内、
長野県長野市安茂里 3557 番地に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 本会は県内で活躍するスキー選手の活動を支援すると共に、スキースポーツ
に対する県民の理解を深める為の活動を実施し、競技者の育成、強化の具体
策を立案し、展開する事により、スキースポーツ文化の維持発展に寄与する
ことを目的とする。

第 3 章 事業及び事業対象

第 4 条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- ① スキー連盟が選出した選手の支援活動
- ② 長野県におけるスキースポーツの発展に関する啓蒙告知活動
- ③ その他目的達成のために必要な事業

第 5 条 本会の活動対象は次に掲げる選手に限る。

- ① 長野県スキー連盟登録者で、本会の主旨を理解し本会の業務を遂行で
きる選手
- ② ナショナルチームに選ばれていて、そこからの活動資金がない選手、
及び少ないと判断される選手
- ③ ナショナルチームに近いと判断される選手
- ④ 長野県スキー連盟が特に推薦する選手
- ⑤ 上記①～④のうち①は必須条項で②～④の内 1 つ以上の条項に当ては
まらなければならない

第4章 構成及び役員

第6条 本会は下記の団体及び主旨に賛同した、法人、個人により構成される。

(公財)長野県スキー連盟	長野県教育委員会事務局スポーツ課
(公財)長野県体育協会	長野県中学校体育連盟
長野県高等学校体育連盟	特に必要と認められた団体

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	(公財)長野県スキー連盟 会長
副会長	(公財)長野県スキー連盟 副会長
幹 事	(公財)長野県体育協会 専務理事
	(公財)長野県スキー連盟 副会長
	(公財)長野県スキー連盟 専務理事
	(公財)長野県スキー連盟 競技本部長
	(公財)長野県スキー連盟 競技副本部長
	(公財)長野県スキー連盟 総務本部長
監 事	長野県教育委員会事務局スポーツ課 課長
	(公財)長野県スキー連盟 監事

第5章 会議

第8条 本会の事業を円滑に推進する為に以下の会議を持つ。

- ① 活動報告会：当該選手、連盟、全クラブ員対象の報告会を開催する。
- ② 役員会：必要に応じて開催し、過半数の出席をもって成立とする。

第9条 全ての会議は会長の招集による。

第6章 会計

第10条 本会の会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとし、会計監査は事業終了後に行う。

第11条 本会の会計経理の実務はスキー連盟事務局にて行い、専用の口座にて処理する。

第7章 会費

第12条 本会の活動費は、それぞれ負担した年会費により拠出する。

スキー連盟	1,000,000 円
-------	-------------

個人会員 一口 5,000 円

法人会員 一口 100,000 円

但し3年連続して加入しようとする者は、3年分の年会費から10%を控除することができる。

第8章 入会・退会

第13条 本会への入会、退会はそれぞれの会員の自由意志による事とする。尚、退会する場合はその主旨を文章を以って、会に提出する事とする。入会希望者（会社）は所定の申込用紙に記入の上郵送もしくは、FAXにて事務局まで申込む。

第9章 支援活動の範囲

第14条 選手への支援内容については、競技者としての活動の範囲（シーズン自己トレーニング、ナショナルチームによる遠征、県スキー連盟による遠征、合宿、各種大会参加経費）に限り、生活費は選手個人の負担とする。

第15条 対象選手に対する支援の期限は連続2年間とする。但し、成績優秀者に対しては、その後期限を延長する事ができるものとする。

第16条 県スキー連盟は毎年、選手に対する評価を行い、その内容はクラブ員に対して公表される。

第17条 本会が指定できる選手の範囲は最大5名迄とし、男女の別は問わない。

第18条 本会の活動についての告知方法として、県内テレビ局を始め新聞等のメディアを利用し、個人、法人の会員名を発表する事がある。

第10章 支援対象選手の義務

第19条 支援を受ける選手は開催される報告会に遠征等の特別な理由がある場合を除き出席しなければならない。

第20条 クラブが主催する事業のうち、クラブ員に対するスキー指導、イベント等には参加し交流を深めなくてはならない。

第21条 選手、支援者双方向の交流を目的とした連盟HPへの定期的な情報提供、個人ブログの開設等を考慮しなくてはならない。

第 22 条 ナショナルチームに選抜された場合は、SAJ との調整によりこのクラブとの連携を継続させなくてはならない。

第 1 1 章 クラブ会員（支援者）へのサービス

第 23 条 これらの趣旨に賛同してクラブ会員として登録した支援者は、長野県スキー連盟から以下の内容のサービス提供を受けることができる。

- ① クラブ主催による報告会、スキーキャンプ、イベントへの優先参加
- ② 県内にて開催される国際大会への招待券の提供
- ③ シンボルアスリートによるスキー指導

附則

この規約は平成 21 年 10 月 12 日から施行する